

年金倶楽部会員規定一部変更のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、下記の通り、年金倶楽部会員規定について、2019年1月4日(金)より、一部変更させていただきます。
なお、今回の変更に伴い、改めて年金倶楽部のお申込手続をして頂く必要はございません。

<会員規定 変更内容>

【変更前】 2018年12月28日(金)まで

抽選による景品提供サービスにおいて、

1. 当組合が指定する抽選対象月の第3月曜日に会員の資格を有する方が対象となります。
2. 当選者は原則として当該月の第3金曜日「きんさんの日」に公表いたします。
(但し、当該日が休日・祝日の場合は、原則として翌営業日とし、代替日へ変更する場合のみ事前に店頭等において告知するものとします。)

【変更後】 2019年1月4日(金)より

抽選による景品提供サービスにおいて、

1. 当組合が指定する抽選対象月の前月末に会員の資格を有する方が対象となります。
2. 当選者は原則として抽選月の20日に公表いたします。
(但し、当該日が休日・祝日の場合は、原則として翌営業日とし、代替日へ変更する場合のみ事前に店頭等において告知するものとします。)

※詳しくは、窓口までお問合せくださいませ。



夢に近づく
夢を産み出す...



近畿産業信用組合

